

『日本文学報国会法人設立許可一件書類』翻刻

浦西和彦

昭和十五年十二月七日の「朝日新聞」夕刊は、「情報局けふ店開き」の見出しで、次のように報じた。

いよ／＼大「情報局」が開設された、けふ六日内閣情報部は情報局に昇格して陸、海、外、内、通の各省からお歴々が乗り込み、新体制下戦時情報局は逞しい陣容をととのへた、「内閣情報部」の看板は「情報局」に取り代へられ、旧帝劇内は澁刺たる活気にをどつてゐる、伊藤内閣情報部長も情報局長となり、午前九時五十分宮中での親任式を終へると、すぐ閣議に初出席し、各省から情報局に乗りこむお歴々はまづ椅子、卓子を送り込み、陸海軍から来た部員たちは、吉積陸軍、伊藤海軍両少将以下皆軍服を脱いで背広姿颯爽と午後続々繰りこんでくる。まだ何といつてもガラんとした新庁舎だが往き來する足音がぐん／＼はげしく高くなり、今までの内閣情報部時代には見られ

なかつたあわたゞしさが漲つてゆく。午後三時半から総裁室において伊藤総裁に対する辞令伝達式が行はれ、午後五時から全員大ホールに勢揃ひして伊藤総裁から昇格披露の挨拶があり、さあいよ／＼あす七日から本格的な情報局事務が開始される。

第二次近衛内閣は、昭和十五年十二月六日に、内閣情報部官制を廃止し、情報局官制を勅令第八百四十六号により、スタートさせたのである。その勅令第八百四十六号「情報局官制」は、「現代史料41（マス・メディア統制2）」（昭和五十年十月三十日発行、みすず書房）に収録されているので、ここでは省く。

内閣情報局は、「国策遂行ノ基礎タル事項ニ関スル情報蒐集、報道及啓発宣伝」の内外への情報宣伝機能と、「新聞紙其ノ他ノ出版物ニ関スル国家総動員法第二十条ニ規定スル処分」など、マス・メディアの取締りとを統合する一元的な中央情報機関となる。人員も

内閣情報部の四十六名から、百四十四名に大幅増員される。機構も拡充された。すなわち、内閣情報局は、総裁、次長の下に、一官房、五部十七課が設置される。第一部は企画、第二部は報道（新聞・出版・放送の指導取締り）、第三部は対外宣伝、第四部は検閲、第五部は文化である。なお、第五部文化は、四課に分れ、第一課が施設、第二課が映画・演劇、第三課が文芸、第四課が事業を、それぞれ主管する。

内閣情報局が文化統制の中心となる。昭和十七年五月二十六日には、この内閣情報局の指導のもとに、全文学者の一元的組織「日本文学報国会」が発足し、丸の内産組会館で創立総会が開催される。「日本文学芸新聞」は昭和十七年六月一日発行に「日本文学報国会定款」の全文を載せ、以後、「日本文学報国会」の活動を大きく報じている。巖谷大四の「私版昭和文壇史」（昭和四十三年十一月二十日発行、虎見書房）は、内閣情報局が「文化統合団体」の上に、どっか「り」とのっかかり、日本報国会の結成から大東亜文学者大会へと進んでいった「非常時日本」文壇史を詳しく書いている。

ここに紹介する関西大学図書館所蔵の資料は、内閣情報局第五部第三課の「日本文学報国会法人設立許可一件書類」である。敗戦により内閣情報局が廃止された際に、焼却処分を命ぜられたが、破棄されずに密かに持ち出された書類である。その所蔵経緯、その他の

事情は詳らかではない。

この書類は表紙に「日本文学報国会／法人設立許可一件書類」「第五部第三課」と毛筆で書かれ、和綴されている。一頁目には、情報局の用箋が使用され、谷正之情報局総裁の花押が朱筆で書かれている。また、「社団法人日本文学報国会設立許可ノ件」の書類には、内閣総理大臣東條英機の花押がある。可能な限り、原型に近い形で、翻刻しておく。

日本文学報国会法人設立許可一件書類

第五部第三課

情五ノ(白)第七七号	昭和十七年五月二十五日決裁	昭和	年	月	日施行
昭和十七年五月十九日起案	主務課	第五部第三課	主任官		

第五部長署名 第三課長[㊤] 情報官[㊤]
 第二部長[㊤] 第二課長[㊤] 情報官[㊤]
 第四部長[㊤] 第一課長[㊤]

官房 第一課長[㊤]
 第二課長[㊤]

社団法人日本文学報国会設立経過報告並ニ仰裁ニ関スル件

標記ノ件竊ニ当局主管大政翼賛会幹旋ノ下ニ設立準備中ノ処定款其ノ他別紙ノ通決定シ発会ノ運ト相成候経過ヲ報告シ併テ決裁ヲ仰度

別紙第一 社団法人日本文学報国会設立経過報告

別紙第二 社団法人日本文学報国会定款(案)

別紙第三 社団法人日本文学報国会役員名簿(案)

各一部添

別紙第一 昭和十七年五月十九日

第五部第三課

社団法人日本文学報国会設立経過報告

一、設立経緯

昭和十六年十二月八日、米英ニ対スル宣戦ノ大詔渙発セララルルヤ大政翼賛会文化部幹旋ノ勞ヲ取り、文化職能人ノ愛國ノ至情ヲ結集シテ各分野毎ニ愛國大会ヲ開催シ、以テ各文化職能人ノ拳固一致体制整備ヲ促進センコトヲ企図セリ。文学者モ亦此ノ企画ニ欣然賛同シ、昭和十六年十二月二十四日、文学者愛國大会ヲ開催セリ。会スル者四百有余名、宣言及決議文ヲ草シテ、全日本文学者ノ総力ヲ結集シ、大東亞戦争完遂ノ為メ、國家総動員態勢ノ一翼タラン決意ヲ中外ニ宣明スルト共ニ、他ノ文化諸部門ト密接ニ連繫シツツ、国民文化ノ向上ニ努メ、新文化ノ創造ニ邁進センガ為メニ、文学者全体ノ強力ナル一元の組織ノ設立ヲ決議セリ。乃チ、大会ノ席上直ニ設立準備委員(便宜のニ之ヲ大会処理委員ト稱セリ)四十余名ヲ挙ケ、組織ノ具体化ニ着手スルト同時ニ、大政翼賛会ヲ通ジテ当局ノ指導

育成ヲ要請シ來レリ。

当課ニ於テハ予テ文化政策實施ノ見地ヲリ全日本文學者ヲ打テ一丸トスル強力ナル統一の組織確立ノ必要ヲ痛感シ、昨秋以來大政翼賛會文化部ト協力シ其ノ具体的方策ノ内面指導ニ盡力スルトコロアリシガ本大會ヲ機會ニ一元的組織確立ノ議決セラレタルハ、主トシ

テ大東亞戰爭完遂ノ熱意ニ燃ユル文學者ノ総意ニ依ルコト勿論ナリト雖モ、又以テ情報局ノ意圖ヲ体セル大政翼賛會ノ斡旋ニ負フ所尠シトセス。依ツテ当課ハ処理委員ノ要請ヲ容レテ、新団体設立要綱案ノ検討ヲ行フコトトセリ。乃チ、本年一月十五日設立要綱ノ第一

回審議會ヲ開キ、爾來審議ヲ重ヌルコト數次ニシテ其ノ大綱決定セラルヲ以テ、定款起草委員十八名ヲ選出シ、他方文學會各部門毎ニ有力者ノ參集ヲ求メ、新団体設立ノ大綱ヲ説明シ時、散文芸術、短歌、俳句、外国文學、國文學ノ各分科會ヲ一月三十一日ヨリ三月七日ニ

亘リテ各一・二回宛開催シ、席上主トシテ既成文學団体ノ發展的解消ニ就キ協力ヲ求メ、概ネ其ノ承諾ヲ得タリ。又、二月二日會長詮衡委員ヲ擧ゲ、會長詮衡委員ヲ擧ゲ、會長詮衡ノ基準ヲ協議セリ。

斯クシテ設立準備ヲ進捗スルト共ニ、二月十二日第一回定款起草委員會ヲ情報局ニ於テ開催シ、以後引續キ毎週一・二回宛起草委員會及設立準備委員會ヲ開キ新団体設立ノ具体化ヲ進メ、定款其ノ他諸規程案ノ審議ヲ終了スルト共ニ、他面既存文學団体ノ解散ヲ促進

シ、本會ノ一元的機構ノ構成準備略々完了セルヲ以テ本會役員ノ詮衡ヲ急ギ之ガ決定ヲ俟ツテ五月下旬設立總會ヲ開催シ、社団法人結成ノ認可ヲ得次第概ネ六月中旬ノ予定ヲ以テ發會式ヲ舉行シ得ル運

ビニ至レリ。

一、主務官庁

情報局

一、本會設立ニ依リ解散スル文學団体

日本文學中央會

大隈開拓文芸懇談會

經國文芸ノ會

文芸家協會

日本俳句作家協會

日本詩人協會

日本文學者會

大日本歌人會

大日本詩人協會

全日本女流詩人協會

一、本會設立後モ存続スル文學団体

國民演劇會

ユーモア作家俱樂部

(近藤 春雄)

(近藤 春雄)

(佐藤 春夫)

(菊地 寛)

(高浜 虚子)

(村野 四郎)

(河上徹太郎)

(顧問 制)

(河井 醉茗)

(深尾須磨子)

(羽田 義朗)

(辰野 九紫)

三田文学会

日本青年文学者会

国民戯曲協盟

文化再出発の会

文芸首都の会

国防文芸聯盟

日本女流文学者会

日本ペン倶楽部

くろがね会

文化奉公会

文学建設の会

国民精神振興文学会

日本青年詩人聯盟

日本国民詩協会

日本作歌者協会

海洋文芸協会

大日本文芸著作権保護同盟

航空文芸ノ会

科学ペンクラブ

関西精動作家協会

(和木清三郎)

(上野 壮夫)

(勝 承夫)

(中野 秀人)

(保高 徳蔵)

(戸川 貞雄)

(吉屋 信子)

(中島 健蔵)

(木村 毅)

(中野 実)

(村雨退二郎)

(長谷川 伸)

(塩野 苟三)

(久保田宵二)

(小林 愛雄)

(野田 浅雄)

(菊池 寛)

(北村 小松)

(林 麟)

(川田 順)

日本演劇協会

(久保田万太郎)

既成文学団体中、私的ノ社交、同好団体或ハ同人雜誌ヲ中心トスル小グループハ之ヲ其ノ儘存続セシメ、一定ノ職能団体事業団体ハ之ヲ解散セシムル方針ヲ採リ、概ネ其ノ方針ヲ貫徹セシメタリ。尤モ文化奉公会、くろがね会、日本ペン倶楽部ノ如キ事業団体ニシテ存続セシムルモノ有ルモ、之ハ単ニ文学者ノミニテ構成セラレザル団体ナレバ、自ラ其ノ事業モ文学部面ニノミ局限サレズ、故ニ其ノ儘存続セシメタルナリ。又、以上ノ外ニ主トシテ各大学直屬ノ純然タル學術団体ハ其ノ儘存続スベキモノト認メ積極的ニハ交渉セザリキ。

一、経 費

本会ノ経費ハ会費(正会員一人年額六円)、助成金、寄附金、其ノ他ノ収入ヲ以テ之ニ充ツルコトニナリ居ルモ、本年度所要経費トシテ若干ノ補助金交付ヲ必要ト認ム、寄附金ハ社団法人トシテ結成ノ許可アリ次第各方面ニ淨財ヲ仰グ予定ナリ。

一、定 款

別紙第二ノ通

一、役 員

別紙第三ノ通

一、日本文学報国会設立總會開催ニ関スル諸準備本会発会ニ関ス

ル諸事務略々完了セルヲ以テ五月下旬設立總會ヲ左記ニ依リ産業組合中央會館講堂ニ於テ開催ノ予定ヲ以テ諸般ノ準備ヲ進メツツアリ

記

一、開會

司會者 日比野士郎

一、國民儀禮

宮城遙拜

國家奉唱

折念

一、議長推挙

(里見 淳)

一、議長挨拶

(菊地 寛)

一、設立経過報告

(久米正雄)

一、定款ノ説明並ニ審議

(富安風生)

一、役員指名(理事監事部會長及部會幹事長タルベキ者)

一、官庁側挨拶

次長ニ願度

一、參會者代表挨拶

(島崎藤村)

一、萬歳

(出席ノ最長老者)

一、閉會

社団法人日本文學報國會定款(案)

第一章 總則

第二章 目的及事業

第三章 社員、會員及部會

第四章 役員及職員

第五章 顧問、參與及評議員

第六章 會議

第七章 資産及會計

第八章 委員會

第九章 支部

第十章 附則

社団法人日本文學報國會定款

第一章 總則

第一條 本會ハ社団法人日本文學報國會ト稱ス

第二條 本會ハ事務所ヲ東京市 二區ク(当分文芸會館)

第二章 目的及事業

第三條 本會ハ全日本文學者ノ總力ヲ結集シテ、皇國ノ伝統ト理想

トヲ顯現スル日本文学ヲ確立シ、皇道文化ノ宣揚ニ翼賛スルヲ以テ目トス

第四條 本会ハ前條ノ目的を達成スル為左ノ事業ヲ行フ

一 皇国文学者トシテノ世界觀ノ確立

二 文芸政策ノ樹立並ニ遂行ニ対スル協力

三 文学ニ依ル国民精神ノ昂揚

四 文学ニ依ル国民的教養ノ向上

五 我国古典ノ尊重普及ト古典作家ノ顯彰

六 文学ヲ通シテ為ス国策宣伝

七 対外文化事業ニ対スル協力

八 国語ノ純化並ニ其ノ対外普及ニ関スル事業

九 優秀ナル作品ノ推奨

十 必要ナル調査研究及翻訳ノ斡旋助成

協会ノ事業トハ重複スルモノニ非ズ

十一 文学作品ノ製作及発表ノ適正化

十二 新進文学者ノ育成

十三 各地域職域ニ於ケル文学ノ育成

十四 文学各部門間ノ交流

十五 文化各部門トノ連繫

十六 諸官庁諸団体トノ連絡

出版文化

十七 其ノ他必要ナル事業

第三章 社員、会員及部会

第五條 本会ハ第十條ニ掲ケル各部会ノ代表者ヲ以テ社員トス

第六條 本会ハ左ノ三種ノ会員ヲ有ス

一 正会員

二 名誉会員

三 賛助会員

第七條 正会員ハ第十條ニ掲ケル各部会ノ所屬者ヲ以テ之ニ充ツ

第八條 名誉会員及賛助会員ハ文学ニ功勞アリタル者又ハ本会ノ目的タル事業ニ協力セントスル者ヨリ理事会ノ議決ヲ經テ會長之ヲ

推薦ス

第九條 本会ニ客員ヲ附クコトヲ得

客員ハ外国文学者ニシテ本会ノ事業ニ協力セントスル者ヨリ理事会ノ議決及主務官庁ノ認可ヲ經テ會長之ヲ推薦ス

第十條 本会ニ左ノ部会ヲ設ク

一 小説部会

二 劇文学部会

三 評論、隨筆部会

四 詩部会

五 短歌部会

六 俳句部会

七 国文学部会

八 外国文学部会

部会ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十一條 本会ノ正会員タラントスル者ハ別ニ定ムル規程ニ依リ入

会ノ申込ヲ為シ會長ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第十二條 本会ノ正会員ハ年額六円ノ会費ヲ本会ニ納入スルモノト

ス

第十三條 本会ノ正会員ニシテ退会セントスル者ハ別に定ムル規程

ニ依リ會長ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第十四條 本会ノ会員ニシテ左記ノ行為アリタルトキハ理事会ノ議

決ヲ經テ會長之ヲ除名スルコトヲ得

一 本会ノ名譽或ハ信用ヲ失墜シ、本会ノ統制ヲ紊シタルトキ

二 第十二條ニ規定セラレタル会費ヲ納付期限後六月以上怠リタ

ルトキ

第四章 役員及職員

第十五條 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

一 會長 一名

二 理事 二十四名(各部会ヨリ一名宛計八名其ノ他ヨリ十六

名)

三 監事 五名

必要ニ応ジ副會長一名ヲ置クコトヲ得

第十六條 會長及副會長ハ總會ノ推薦シタル者ヨリ主務官庁之ヲ指

名ス

第十七條 理事及監事ハ主務官庁ノ承認ヲ經テ會長之ヲ委嘱ス

第十八條 會長ハ本会ヲ統括ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長欠員又ハ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代

行ス

第十九條 理事長ハ會長ヲ補佐シ会務ヲ掌理シ及會議ノ議長トナル

第二十條 常務理事ハ理事長ヲ補佐シ常務ヲ管掌ス

常務理事中ノ一名ハ事務局長ヲ兼任ス

理事長欠員又ハ事故アルトキハ會長ノ指名セル常務理事其ノ職務

ヲ代行ス

第二十一條 理事ハ理事会ヲ組織シ会務ヲ執行ス

第二十二條 監事ハ理事会ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第二十三條 會長、副會長、理事及監事ノ任期ハ二年トス但シ重任

ヲ防ケス

補欠ニ依リ就任シタル理事及監事ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

理事及監事ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任迄其ノ職務ヲ執行ス

ルモノトス

第二十四條 本会ニ主事、書記其ノ他ノ職員ヲ置ク

職員ハ本会ノ事務ニ従事ス

職員ノ任免、給与ノ決定ハ会長之ヲ掌ル

第五章 顧問、参与及評議員

第二十五條 本会ニ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ本会ノ会務ニ関係アル官吏及他団体役員並ニ学識経験者中

ヨリ理事会ノ議決ヲ經テ会長之ヲ委嘱シ、重要ナル会務ニ就キ会

長ノ諮問ニ応ス

第二十六條 本会ニ参与ヲ置クコトヲ得

参与ハ関係官庁ノ局部長及大政翼賛会関係部長並ニ他団体役員中

ヨリ会長之ヲ委嘱シ、重要ナル会務ニ参与ス

第二十七條 本会ニ評議員ヲ置クコトヲ得

評議員ハ会員中ヨリ理事会ノ議決ヲ經テ会長之ヲ委嘱シ其ノ諮問

事項ヲ審議ス

第二十八條 官公吏又ハ他団体ノ役員タルノ故ヲ以テ顧問又ハ参与

ヲ委嘱セラレタル者ノ任期ハ其ノ在職期間中トス

第二十九條 評議員ノ任期ハ二年トス但シ重任ヲ防ケス。補欠ニ依

リ就任シタル評議員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

評議員ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄其ノ職務ヲ執行ス

ルモノトス

第六章 会議

第三十條 通常總會ハ毎年一回之ヲ開ク

民法第六十一條第二項ニ依リ臨時總會ヲ招集スルトキハ、社員ノ

過半数ノ請求アリタルコトヲ要ス

第三十一條 總會ヲ招集セントスルトキハ其ノ十日前述ニ招集ノ通

知書ヲ發スルコトヲ要ス

前項ノ通知書ニハ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ明記スルコ

トヲ要ス

第三十二條 通常總會ニ附議スヘキ事項左ノ如シ

一 予算及決算

二 会務及事業ノ報告

三 会長ニ於テ必要ト認ムル事項

第三十三條 總會ハ社員ノ過半数出席スルニ非サレハ之ヲ開クコト

ヲ得ス

第三十四條 總會ノ議事ハ出席社員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可非同

数ナルトキハ議長之ヲ決ス

社員ノ表決權ハ各一票トス委任ニ依リ表決ハ之ヲ認メス

第三十五條 理事会ハ必要ノ都度理事長之ヲ招集ス

理事三名以上又ハ監事ヨリ請求アリタルトキハ理事長ハ遲滯ナク

理事会ヲ招集スルコトヲ要ス

理事長ハ第十條ニ定ムル各部会ヨリ一名宛正会員ノ出席ヲ求メ意見ヲ徴スルコトヲ得

第三十六條 理事会ノ議事ハ理事三分ノ一以上出席スルニ非サレバ之ヲ開クコトヲ得ス

理事会ノ議事ハ出席理事ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同数ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十七條 本定款中別ニ定ムルモノノ外理事会ニ附議スヘキ事項左ノ如シ

- 一 事業ノ計画及遂行ニ関スル事項
- 二 予算及決算
- 三 支部ノ設置及廃止ニ関スル事項
- 四 資産ノ管理ニ関スル事項
- 五 其ノ他必要ト認ムル事項

第七章 資産及會計

第三十八條 本会ノ資産ハ会費、助成金、事業ヨリ生スル収入、寄附財産及其ノ他ノ収入ヨリ成ル

第三十九條 本会ノ基本財産ハ左ノ財産トス

- 一 基本財産トシテ指定寄附セラレタル財産
 - 二 理事会ノ決議ヲ經テ繰入レタル財産
- 前項以外ノ財産ヲ以テ通常財産トス

基本財産以外ノ元本ハ之ヲ処分スルヲ得ス但シ己ムヲ得サル事由アルトキハ理事会ノ決議ヲ經且主務官庁ノ承認ヲ得テ之ヲ処分スルコトヲ得

第四十條 本会ノ資産ハ別ニ定ムル規程ニ依リ理事長之ヲ管理ス

資産中基本財産タル現金又ハ有価証券ノ管理ハ左ノ方法ニ依ル

- 一 金銭信託又ハ据置郵便貯金若ハ確實ナル銀行ノ定期預金ト為
 - 二 國債証券其ノ他ノ確實ナル有価証券ヲ購入スルコト
- 前項ノ有価証券ハ之ヲ登録國債又ハ保護預若ハ証券信託ト為シ、銀行、信託会社、有価証券ノ選定ハ理事三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス

第四十一條 本会ノ經費ハ普通財産ヲ以テ之ニ充テ、年度末剰余金

ヲ生シタル場合ハ理事会ノ議決ヲ經テ其ノ全部又ハ一部ヲ基本財産ニ編入シ、又ハ次年度ニ繰越ス

第四十二條 本会ノ予算ハ毎年度開始一月前迄ニ理事之ヲ作製シ總會ノ議決ヲ經且主務官庁ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

本会ノ決算ハ年度終了後二月以内ニ理事之ヲ整理シ監事ノ監査及總會ノ議決ヲ經且主務官庁ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

第四十三條 収支予算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負担又ハ權利ノ拋棄ヲ為シ若ハ予算内ノ支出ヲ為ス為其ノ會計年度内ノ収入ヲ以テ償還シ得サル借入金ヲ為スニハ理事会ノ議決ヲ經且

主務官庁ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

第四十四條 本会ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ、翌年三月三十

一日ニ終ル

第八章 委員 員 会

第四十五條 本会ニ委員会ヲ附ク、委員会ノ種別並ニ規程ハ理事会

ノ議ヲ經テ理事長之ヲ定ム

委員ハ本会役員、部会員其ノ他学識経験アル者ヨリ理事会ノ議ヲ

經テ会長之ヲ委嘱ス

第九章 支 部

第四十六條 本会ニ支部ヲ附クコトヲ得

支部ニ関スル規程ハ別に之ヲ定ム

第十章 附 則

第四十七條 本会ノ定款ヲ變更セントスルトキハ總會ノ議決ヲ經且

主務官庁ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第四十八條 本会ハ總會ノ議決ヲ經且主務官庁ノ認可ヲ得ルニ非サ

レバ解散スルコトヲ得ス

第四十九條 本会解散ノ場合ニ於ケル財産ハ總會ノ議決ヲ經且主務

官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ処分ス

第五十條 本定款ノ施行ニ付必要ナル細則ハ理事会ニ於テ之ヲ定メ

主務官庁ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

第五十一條 本会設立当初ノ理事左ノ如シ

別紙第三

社団法人 日本文学報国会役員名簿 (案)

一、理 事

常 務

久米 正雄 (常務)

中村武羅夫 (常務)

長与 善郎

柳田 国男

吉川 英治

松本潤一郎

安岡 正篤 (交渉中)

岡 正雄

菊池 寛

山本 勇造 (有三)

白柳 武司 (秀湖)

佐藤 春夫

窪田 通浩 (空穂)

水原 豊 (秋桜子)

山田 孝雄

部会代表ノ

意味ニ非ル

理事

(小説)

(劇文学)

(評論、隨筆)

(詩)

(短歌)

(俳句)

(国文学)

辰野 隆

(外国文学)

一、監事

男爵 三井 高陽

一、部会役員

部会	部会長	部会幹事長
小説	徳田末雄(秋声)	井上義道(白井喬二)
劇文学	武者小路実篤	久保田万太郎
評論隨筆	高島米峰	河上徹太郎
詩	高村光太郎	西條八十
短歌	佐々木信綱	土屋文明
俳句	高浜清(虚子)	富安謙次(生)
国文学	橋本進吉	久松潜一
外国文学	茅野 太郎(蕭々)	中野好夫
一、会長、副会長	副会長(目下下詮衝中)	

内閣官房	情	第九三号
総務課	受付	昭和十七年六月十三日 昭和十七年六月十七日

第五ノ部(第八〇号)	案起	昭和十七年六月十日	行政	昭和十七年六月十七日	行施	昭和十七年六月十八日
総務課	次長	第五部長官	第三課			
内閣総理大臣 花押		第二部長官	第二課			
内閣	書記官長 花押	第四部長官	第一課			
	内閣書記官		第一課			
社団法人日本文学報国会設立許可ノ件						

別紙東京府知事副申社団法人日本文学報国会設立者総代久米正雄申
請ノ主題ノ件ヲ審査スルニ右ハ全日本文学者ノ総力ヲ結集シテ皇国
ノ伝統ト理想トヲ顯現スル日本文学ヲ確立シ皇道文化ノ宣揚ニ翼賛
スルヲ以テ目的トスルモノニシテ公益ニ関スル社団ト認メラルルニ
付之ガ設立ヲ許可シ左ノ通許可書下附相成然ルベシ

案

東京市麴町区永田町二丁目一番地

社団法人 日本文学報国会

設立者代表 久米正雄

社団法人日本文学報国会

設立者代表 久米正雄 宛

社団法人日本文学報国会設立許可條件ニ関スル依命通牒

昭和十七年六月五日附申請社団法人日本文学報国会設立ノ件許可ス

昭和十七年六月十七日

内閣総理大臣

今貴会ニ関シテハ昭和十年六月三日閣令第二号ニ依ルノ外左記ニ依リ処理相成度此段依命及通牒候

記

(認証案)

本謄本ハ原本ト相違ナキコトヲ認証ス

昭和十七年六月十七日

内閣

一、本会ノ事業計画並ニ運営ニ付テハ専ラ公益事業ニ寄与スルヲ本旨トシ苟クモ本会設立ノ趣旨ニ反セザル様厳ニ注意スベシ

一、左ニ掲クル事項ニ付テハ主務大臣ニ報告ヲ為スベシ

(一) 理事会決議事項

(二) 重要ナル事業計画並ニ其ノ変更

(三) 役員ノ任免

(四) 定款施行ニ関スル細則ノ作製又ハ其ノ変更

(五) 事務所ノ移転

一、主務大臣ハ本條件ノ外公益上必要ト認ムル事項ヲ命スルコトアルベシ

通牒案

昭和十七年六月十七日

情報局総裁

内閣ノ主管ニ属スル法人ノ設立及監督ニ関スル件

昭和十、六、三

閣 令 第 二 号

内閣ノ主管ニ属スル法人ノ設立及監督ニ関スル件左ノ通定ム

第一條 内閣ノ主管ニ属スル法人ノ設立ニ付民法第三十四條ノ規定

ニ依リ許可ヲ得ントスルトキハ社團ニ在リテハ定款、資産ノ種類

及総額並ニ社員ノ員數、財団ニ在リテハ寄附行為並ニ資産ノ種類

及総額ヲ具シ内閣總理大臣ニ其ノ申請書ヲ差出スベシ

第二條 定款變更ノ許可ヲ受ケントスルトキハ變更ヲ要スル理由ヲ

具シ總會ノ議事及決議ノ要領ヲ添附シタル申請書ヲ内閣總理大臣

ニ差出スベシ

第三條 民法第四十五條、第四十六條又ハ第四十八條ノ規定ニ依リ

登記ヲ為シタルトキハ二週間内ニ登記簿ノ謄本ヲ添附シ届書ヲ内

閣總理大臣ニ差出スベシ

第四條 法人ハ事業年度終了後三十日以内ニ左ニ掲ケル事項ヲ記載シ

タル報告書ヲ内閣總理大臣ニ差出スベシ

一 当該年度ノ事業狀況

二 当該年度ノ収入支出計算書

三 当該年度末ノ財産目録

四 社團法人ニ在リテハ当該年度中ニ於ケル社員ノ異動狀況

第五條 法人ノ設立者又ハ法人ヨリ内閣總理大臣ニ差出スベキ書類

ハ主タル事務所所在地ノ地方長官經由スベシ

第六條 地方長官ハ法人ニ於テ民法第七十一條ノ規定ニ該当スル行

為アリト認ムルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ之ヲ内閣總理大臣ニ報告

スベシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

午庶發第九四四号

昭和十七年六月十日

東京府知事 松村光磨

内閣總理大臣 東 條 英 機 殿

社團法人日本文学報告会設立許可申請ノ件

標記ノ件ニ関シ設立代表者神奈川縣鎌倉市二階堂八四一久米正雄ヨ

リ別紙ノ通設立許可申請有之調査候処右ハ全日本文学者ノ総力ヲ結

集シテ皇道文化ノ宣揚ニ翼賛セントスルモノニシテ専ラ公益ヲ目的

トシ利益ニ関セサルモノト被認候條御許可相成様致度此段及副申進

達候也

東京市 麹町区 役所	由 經
	昭和十七年六月八日 庶經第一六七号

社団法人設立許可申請書

昭和十七年六月五日

社団法人日本文学報国会設立代表者

久米正雄 ㊦

内閣総理大臣 東條英機 殿

社団法人日本文学報国会設立申請之件

社団法人日本文学報国会設立申請の件

今般民法第三十四條ニ依リ社団法人日本文学報国会ヲ設立致度候ニ付茲許一件書類相添及申請候也

社団法人「日本文学報国会」設立趣意書

今や大東亞戦争は、洪大無辺なる大御稜威の下、皇軍破竹の進撃

により、戦局着々有利に進展し、武力戦に於ては既に必勝の態勢を確立し得たことは、寔に感謝感激に堪へざる処である。

然しながら、近代戦は総力戦といはれてゐる。大東亞戦争の武力戦に於ける大戦果を全うし、大東亞共栄圏を確立するためには、同時に経済戦、思想戦、文化戦の分野に於ても、絶対に必勝を期せねばならない。

思想戦に勝ち抜くとは、単に米英の思想的謀略を撃碎するのみに止まらず、進んで米英的自由主義世界観を徹底的に掃滅し、皇道に基く日本の世界観を宣揚することである。

文化戦のうち勝つとは、この日本の世界観を基礎とし、明日の世界を指導するに足る豊醇雄健な日本文化を確立することに外ならない。

而してこの思想戦、文化戦の担当者の中核となるべきもの一つは、日本の文学者といはねばならない。何となれば、文芸はあらゆる芸術のなかでも最も思想性に富むものであり、寧ろ世界観を形象によつて描くことを目的とするものといふことができるからである。従つて、世界観の確立とその展開とは、常に文芸の本質的な任務といふべきである。

わが国史に徴するも、民族興隆期乃至は民族精神の振超を要する時期に於ては、文芸は常に、民族精神の自然的表現となり、民族前

進の推進力となつてきた。奈良朝時代の萬葉集、吉野朝時代の神皇正統記、新葉集等の果した役割はその一例にすぎないのである。

而して現代が民族精神の昂揚と日本の世界観の確立とを必要とする事、到底前代の比ではない。従つて、現代の日本の文学者に課せられたる責任の重大さは、実に画期的なものと思ふのである。

吾ら日本の文学者は宜しく文学のかかる大いなる使命に眼覚め、国家の求むる方向に、その能力を捧げつくすべきである。その為には、従來のやうに日本の文学者が各個に分散し、個人的發言に終始してゐるやうな実状は徹底的に清算し、大和協力の旗の下に、全日本の文学者の総力を一つに結集した一元的組織をつくることが何よりも急務でなければならぬ。

惟ふに、かかる一元的組織を結成することによつてのみ全日本の文学者の世界観は統一せられ、又、国家としてはその意思を全文学者に直接に下達し、その全能力を国家の必要とする方向に動員することができるのである。そしてそれ以外に日本の文学の眞の發展の途はないといふのが、吾等皇國に生を享けた文学者たるものの信念である。

この要請に応じて、社団法人「日本文学報国会」設立は企図せられたのである。

即ち一言にしてつくせば、皇國の伝統と理想とを顯現し、皇道文

化の宣揚に翼賛する日本文学を確立する為、吾等はこのに、全日本の文学者の総力を一つに結集した社団法人「日本文学報国会」を設立せんとするものである。

社団法人 日本文学報国会 定款

第一章 総則

第二章 目的及事業

第三章 社員、会員及部会

第四章 役員及職員

第五章 顧問、参与及評議員

第六章 会議

第七章 資産及會計

第八章 委員會

第九章 支部

第十章 附則

第一章 総則

第一條 本会ハ社団法人日本文学報国会ト稱ス

第二條 本会ハ事務所ヲ東京市ニ置ク

第二章 目的及事業

第三條 本会ハ全日本文学者ノ総力ヲ結集シテ、皇國ノ伝統ト理想

トヲ顯現スル日本文学ヲ確立シ、皇道文化ノ宣揚ニ翼賛スルヲ

以テ目的トス

第四條 本会ハ前條ノ目的を達成スル為左ノ事業ヲ行フ

一 皇国文学者トシテノ世界觀ノ確立

二 文芸政策ノ樹立ニ遂行ニ対スル協力

三 文学ニ依ル国民精神ノ昂揚

四 文学ニ依ル国民的教養ノ向上

五 我国古典ノ尊重普及ト古典作家ノ顯彰

六 文学ヲ通シテ為ス国策宣伝

七 対外文化事業ニ対スル協力

八 国語ノ純化並ニ其ノ対外普及ニ関スル事業

九 優秀ナル作品ノ推奨

十 必要ナル調査研究及翻訳ノ斡旋助成

十一 文学作品ノ製作及発表ノ適正化

十二 新進文学者ノ育成

十三 各地域職域ニ於ケル文学ノ育成

十四 文学各部門間ノ交流

十五 文化各部門トノ連繫

十六 諸官庁諸団体トノ連絡

十七 其ノ他必要ナル事業

第三章 社員、会員及部会

第五條 本会ハ第十條ニ掲クル各部会ノ代表者ヲ以テ社員トス

第六條 本会ハ左ノ三種ノ会員ヲ有ス

一 正 会 員

二 名誉会員

三 賛助会員

第七條 正会員ハ第十條ニ掲クル各部会ノ所屬者ヲ以テ之ニ充ツ

第八條 名誉会員及賛助会員ハ文学ニ功勞アリタル者又ハ本会ノ目

的タル事業ニ協力セントスル者ヨリ理事会ノ議決ヲ經テ会長之

ヲ推薦ス

第九條 本会ニ客員ヲ附クコトヲ得

客員ハ外国文学者ニシテ本会ノ事業ニ協力セントスル者ヨリ理

事会ノ議決及主務官庁ノ認可ヲ經テ会長之ヲ推薦ス

第十條 本会ニ左ノ部会ヲ設ク

一 小説部会

二 劇文学部会

三 評論、隨筆部会

四 詩部会

五 短歌部会

六 俳句部会

七 国文学部会

八 外国文学部会

部会ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第十一條 本会ノ正会員タラントスル者ハ別ニ定ムル規程ニ依リ入会ノ申込ヲ為シ会長ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第十二條 本会ノ正会員ハ年額六円ノ会費ヲ本会ニ納入スルモノトス

第十三條 本会ノ正会員ニシテ退会セントスル者ハ別に定ムル規定

ニ依リ会長ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス

第十四條 本会ノ会員ニシテ左記ノ行為アリタルトキハ理事会ノ議

決ヲ經テ会長之ヲ除名スルコトヲ得

一 本会ノ名譽或ハ信用ヲ失墜シ、本会ノ統制ヲ紊シタルトキ

一 第十二條ニ規定セラレタル会費ヲ納付期限後六月以上怠リ

タルトキ

第四章 役員及職員

第十五條 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

一 会長 一名

二 理事 二十四名(各部会ヨリ一名宛計八名 其ノ他ヨリ

十六名)

三 監事 五名

必要ニ応ジ副会長一名ヲ置クコトヲ得

第十六條 会長及副会長ハ總會ノ推薦シタル者ヨリ主務官庁之ヲ指

名ス

第十七條 理事及監事ハ主務官庁ノ承認ヲ經テ会長之ヲ委嘱ス

第十八條 会長ハ本会ヲ統括ス

副会長ハ会長ヲ輔佐シ会長欠員又ハ事故アルトキハ其ノ職務ヲ

代行ス

第十九條 理事長ハ会長ヲ輔佐シ会務ヲ掌理シ及會議ノ議長トナル

第二十條 常務理事ハ理事長ヲ輔佐シ常務ヲ管掌ス

常務理事中ノ一名ハ事務局長ヲ兼任ス

理事長欠員又ハ事故アルトキハ会長ノ指名セル常務理事其ノ職

務ヲ代行ス

第二十一條 理事ハ理事会ヲ組織シ会務ヲ執行ス

第二十二條 監事ハ理事会ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第二十三條 会長、副会長、理事及監事ノ任期ハ二年トス但シ重任

ヲ妨ケス

補欠ニ依リ就任シタル理事及監事ノ任期ハ前任者ノ残任期間ト

ス

理事及監事ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就任迄其ノ職務ヲ執行スルモノトス

第二十四條 本会ニ主事、書記其ノ他ノ職員ヲ置ク

職員ハ本会ノ事務ニ従事ス

職員ノ任免、給与ノ決定ハ会長之ヲ掌ル

第五章 顧問、参与及評議員

第二十五條 本会ニ顧問ヲ置クコトヲ得

顧問ハ本会ノ会務ニ関係アル官吏及他団体役員並ニ学識経験者

中ヨリ理事会ノ議決ヲ經テ会長之ヲ委嘱シ、重要ナル会務ニ就

キ会長ノ諮問ニ応ス

第二十六條 本会ニ参与ヲ置クコトヲ得

参与ハ関係官庁ノ局部長及大政翼賛会関係部長並ニ他団体役員

中ヨリ会長之ヲ委嘱シ、重要ナル会務ニ参与ス

第二十七條 本会ニ評議員ヲ置クコトヲ得

評議員ハ会員中ヨリ理事会ノ議決ヲ經テ会長之ヲ委嘱シ其ノ諮

問事項ヲ審議ス

第二十八條 官公吏又ハ他団体ノ役員タルノ故ヲ以テ顧問又ハ参与

ヲ委嘱セラレタル者ノ任期ハ其ノ在職期間中トス

第二十九條 評議員ノ任期ハ二年トス但シ重任ヲ妨ケス。補欠ニ依

リ就任シタル評議員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

評議員ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄其ノ職務ヲ執行スルモノトス

第六章 会 議

第三十條 通常總會ハ毎年一回之ヲ開ク

民法第六十一條第二項ニ依リ臨時總會ヲ招集スルトキハ、社員

ノ過半数ノ請求アリタルコトヲ要ス

第三十一條 總會ヲ招集セントスルトキハ其ノ十日前迄ニ招集ノ通

知書ヲ發スルコトヲ要ス

前項ノ通知書ニハ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ明記スル

コトヲ要ス

第三十二條 通常總會に附議スヘキ事項左ノ如シ

一 予算及決算

二 会務及事業ノ報告

三 会長ニ於テ必要ト認ムル事項

第三十三條 總會ハ社員ノ過半数出席スルニ非サレハ之ヲ開クコト

ヲ得ス

第三十四條 總會ノ議事ハ出席社員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同

数ナルトキハ議長之ヲ決ス

社員ノ表決権ハ各一票トス委任ニ依ル表決ハ之ヲ認メス

第三十五條 理事会ハ必要ノ都度理事長之ヲ招集ス

理事三名以上又ハ監事ヨリ請求アリタルトキハ理事長ハ遲滞ナク理事会ヲ招集スルコトヲ要ス

理事長ハ第十條ニ定ムル部会ヨリ一名ノ正会員ノ出席ヲ求め意見ヲ徵スルコトヲ得

第三十六條 理事会ノ議事ハ理事三分ノ一以上出席スルニ非サレバ之ヲ開クコトヲ得ス

理事会ノ議事ハ出席理事ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同数ナル時ハ議長之ヲ決ス

第三十七條 本定款中別ニ定ムルモノノ外理事会ニ附議スヘキ事項左ノ如シ

一 事業ノ計画及遂行ニ関スル事項

二 予算及決算

三 支部ノ設置及廃止ニ関スル事項

四 資産ノ管理ニ関スル事項

五 其ノ他必要ト認ムル事項

第七章 資産及会計

第三十八條 本会ノ資産ハ会費、助成金、事業ヨリ生スル収入、寄附財産及其ノ他ノ収入ヨリ成ル

第三十九條 本会ノ基本財産ハ左ノ財産トス

一 基本財産トシテ指定寄附セラレタル財産

二 理事会ノ決議ヲ經テ繰入レタル財産

前項以外ノ財産ヲ以テ通常財産トス

基本財産ノ元本ハ之ヲ処分スルヲ得ス但シ己ムヲ得サル事由アルトキハ理事会ノ決議ヲ經且主務官庁ノ承認ヲ得テ之ヲ処分スルコトヲ得

第四十條 本会ノ資産ハ別ニ定ムル規程ニ依リ理事長之ヲ管理ス

資産中基本財産タル現金又ハ有価証券ノ管理ハ左ノ方法ニ依ル
一 金銭信託又ハ据置郵便貯金若ハ確實ナル銀行ノ定期預金ト為スコト

二 國債証券其ノ他ノ確實ナル有価証券ヲ購入スルコト

前項ノ有価証券ハ之ヲ登録國債又ハ保護預若ハ証券信託ト為シ、銀行、信託会社、有価証券ノ選定ハ理事三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス

第四十一條 本会ノ經費ハ普通財産ヲ以テ之ニ充テ、年度末剰余金ヲ生シタル場合ハ理事会ノ議決ヲ經テ其ノ全部又ハ一部ヲ基本財産ニ編入シ、又ハ次年度ニ繰越ス

第四十二條 本会ノ予算ハ毎年度開始一月前迄ニ理事之ヲ作製シ總會ノ議決ヲ經且主務官庁ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

本会ノ決算ハ年度終了後二月以内ニ理事之ヲ整理シ監事ノ監査及總會ノ議決ヲ經且主務官庁ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

第四十三條 収支予算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負担

又ハ權利ノ拋棄ヲ為シ若ハ予算内ノ支出ヲ為ス為其ノ會計年度内ノ収入ヲ以テ償還シ得サル借入金ヲ為スニハ理事会ノ議決ヲ經且主務官庁ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

第四十四條 本会ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始リ、翌年三月三十

一日ニ終ル

第八章 委員 會

第四十五條 本会ニ委員會ヲ置ク、委員會ノ種別並ニ規程ハ理事会ノ議ヲ經テ理事長之ヲ定ム

委員ハ本会役員、部會員其ノ他學識經驗アル者ヨリ理事会ノ議ヲ經テ會長之ヲ委嘱ス

第九章 支 部

第四十六條 本会ニ支部ヲ置クコトヲ得

支部ニ関スル規程ハ別に之ヲ定ム

第十章 附 則

第四十七條 本会ノ定款ヲ變更セントスルトキハ總會ノ議決ヲ經且

主務官庁ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第四十八條 本会ハ總會ノ議決ヲ經且主務官庁ノ認可ヲ得ルニ非サ

レハ解散スルコトヲ得ス

第四十九條 本会解散ノ場合ニ於ケル財産ハ總會ノ議決ヲ經且主務

官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ処分ス

第五十條 本定款ノ施行ニ付必要ナル細則ハ理事会ニ於テ之ヲ定メ主務官庁ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

第五十一條 本会設立当初ノ理事左ノ如シ

東京市豊島区雜司ヶ谷一ノ三九二

菊池 寛

神奈川県鎌倉市二階堂八四一

久米 正 雄

東京市小石川区雜司ヶ谷町八八

窪 田 通 治

東京市品川区大井澁王子町四五〇三

佐 藤 春 夫

東京市芝区白金三光町二六三

白 柳 武 司

東京市目黒区下目黒二ノ一九一

関 正 雄

神奈川県藤沢町辻堂西海岸四五

長 与 善 郎

中 村 武 羅 夫

東京市板橋区石神井立野町九二二

東京市大森区田園調布三ノ二二ノ二

東京市小石川区原町一三三

東京市神田区西神田一ノ六

東京市世田谷区成城町五三七

三重県宇治山田市吹上町三八九

東京府下三鷹町下連雀九一

東京市赤坂区表町三ノ二四

東京市品川谷大井出石町五〇五二

辰野 隆[㊦]

下村 宏[㊦]

松本 潤一郎[㊦]

水原 豊[㊦]

柳田 国男[㊦]

山田 孝雄[㊦]

山本 勇造[㊦]

吉川 英治[㊦]

折口 信夫[㊦]

社団法人日本文学報国会設立総会議事録

昭和十七年五月二十六日午後二時、東京市麴町区有楽町一丁目十一

番地産業組合中央会館ニ於テ日本文学報国会設立総会ヲ開催ス

設立総会出席者氏名左ノ如シ

創立委員久米正雄氏以下百九十五名出席

創立委員日比野士朗氏司会者トナリ開会ヲ宣ス

同氏ノ司会ニ依リ議事ニ入ルニ先子宮城遙拝並ニ大東亞戦争歿將兵

ノ英靈ニ感謝ノ折念ヲ捧ゲ、終ツテ菊池寛氏ヲ議長ニ最適任者トシ

テ總會ニ諮リ満場異議無ク之ニ賛同セルヲ以テ同氏ヲ議長ニ推挙ス

議長菊池寛氏起ツテ就任ノ挨拶ヲ述べ終ツテ之ヨリ議事ニ入ル

旨ヲ宣シ順次左記議案ヲ上程シ慎重審議ノ結果孰レモ之ヲ議了シタ

リ

(一) 社団法人日本文学報国会設立経過報告ノ件

議長ハ創立委員久米正雄氏ニ経過ノ報告アリ度旨ヲ求め同氏ヨ

リ其ノ報告アリ満場異議無ク之ヲ承認ス

(二) 定款制定ノ件

議長ハ別紙社団法人日本文学報国会定款案ニ付官安謙次氏ニ説

明ヲ求め、同氏ハ其ノ成立経過並ニ條文ヲ詳細説明、次テ定款

ノ審議ニ移リ慎重協議ノ結果満場一致之ヲ可決シタリ

(三) 役員発表

議長ハ本会定款第五十一條ニ依ルベキ役員ノ推薦指名ヲ主務官
庁關係官ヨリ發表セラレ度キ旨議場ニ諮リ其ノ承認ヲ經タル上
情報局長長奥村喜和男氏ハ起ツテ其ノ指名ヲ為セリ、委細左ノ
如シ

(イ) 理事指名

情報局長長奥村喜和男氏ハ定款第十五條ニ依リ

折口 信夫	菊池 寛
久米 正雄	窪田 通治
佐藤 春夫	下村 宏
白柳 武司	関 正雄
辰野 隆	長与 善郎
中村 武羅夫	松本 潤一郎
水原 豊	柳田 国男
山田 孝雄	山本 勇造
吉川 英治	

ヲ社団法人日本文学報国会理事ニ指名シ右十七氏ハ其就任ヲ

承諾セラレタルコト

(ロ) 監事指名

情報局長長奥村喜和男氏ハ定款第十五條ニ依リ

男爵 三井 高 陽

ヲ社団法人日本文学報国会監事ニ指名シ同氏ハ其ノ就任ヲ承
諾セラレタルコト

(ハ) 部会長指名

情報局長長奥村喜和男氏ハ定款第五條及第十條ニ基キ

小説部会	徳田 末雄
劇文学部会	武者小路 実篤
評論隨筆部会	高島 米峰
詩部会	高村 光太郎
短歌部会	佐々木 信綱
俳句部会	高浜 清
国文学部会	橋本 進吉
外国文学部会	茅野 儀太郎

ヲ社団法人日本文学報国会部会長ニ指名シ右八氏ハ其ノ就任ヲ
承諾セラレタルコト

(ニ) 部会幹事長指名

情報局長長奥村喜和男氏ハ定款第十條ニ基キ

小説部会	井上 義道
劇文学部会	久保田 万太郎
評論隨筆部会	河上 徹太郎
詩部会	西條 八十

右議事ノ経過ノ要領及其結果ヲ明確ニスル為本議事録ヲ作成ス

以上

昭和十七年五月二十六日

於産業組合中央会館

議 長 菊池 寛[㊟]

議事録署名人 男爵 三井高陽[㊟]

ヲ社団法人日本文学報国会部会幹事長ニ指名シ右八氏ハ其ノ就任ヲ承諾セラレタルコト

尚、議長ハ以上就任承諾終了ヲ俟ツテ定款第五十一條ニ依ル理

事ノ住所氏名ヲ追加添附スルコトニ依リ本定款ハ完全ナルモノ

トナル旨ヲ述ベ總會ニ諮リタル処満場異議無ク之ヲ承認ス

(四) 社団法人日本文学報国会設立許可申請ニ関スル件

議長ハ本總會終了後主務官庁ニ対シ本会ノ設立許可申請ヲ為ス

コト右設立發起人代表申請人並ニ申請ニ要スル手続ニ関シテハ

理事会ニ一任アリタキ旨ヲ述ベ、満場異議無ク之ヲ承認ス

(五) 本總會議事録署名者選任ノ件

議長ハ監事一名ヲ本總會議事録署名者ニ選任シタキ旨ヲ述ベ、

満場一致之ヲ承認ス

右議了ノ後政府側ヲ代表シ情報局次長奥村喜和男氏、大政翼賛会副

總裁安藤紀三郎氏及ビ参会者代表佐佐木信綱氏ノ挨拶終ツテ議長ノ

答辞アリ

以上總會ノ議事終了ノ結果議長ハ本總會ノ閉会ヲ宣ス

昭和十七年五月二十六日

米正雄ノ選任ヲ決議セリ

久米正雄[㊟]

中村武羅夫[㊟]

佐佐木信綱[㊟]

高浜清[㊟]

徳田末雄[㊟]

昭和十七年五月二十六日社団法人日本文学報国会總會ニ於テ同会

創立委員選任方ヲ同会理事会ヘ一任セントスル同總會議長菊池

寛ノ提議可決セラレ同理事会ハ同日下名簿ヲ同協會創立委員ニ

選任方決議シタルヲ以テ下名等ハ同日創立委員代表者トシテ久

社団法人日本文学報国会設立下同時二入会予定ノ会員数

ノ如シ	
一、小説部会	一名
一、劇文学部会	一名
一、評論隨筆部会	一名
一、詩部会	一名
一、短歌部会	一名
一、俳句部会	一名
一、国文学部会	一名
一、外国文学部会	一名
合計	八名

社団法人日本文学報国会昭和十七年度

予算書(自 昭和十七年三月 至 六月 十ヶ月分)
昭和十七年度收入合計 三五〇、〇〇〇円

款	項	目	内訳及説明
第一款寄附金 三〇、〇〇〇円	第一項寄附金 三〇、〇〇〇円	第一目寄附金 三〇、〇〇〇円	
第一款会費 一五、〇〇〇円	第一項会費 一五、〇〇〇円	第一目会費 一五、〇〇〇円	正会員二、五〇名一名年額金六 円 一五、〇〇〇円
第二款雜收入 二五、〇〇〇円	第一項雜收入 二五、〇〇〇円	第一目雜收入 二五、〇〇〇円	移管賞金 一五、〇〇〇円 文芸年鑑其他文芸關係圖書、 編輯出版等ニ依ル收入
收入合計 三五〇、〇〇〇円			一〇、〇〇〇円

昭和十七年度支出合計 三三〇、〇〇〇円也

款	項	目	内訳及説明
第一款事務費	第一項人件費	第一目俸給	事務局長二名 月500円 (10ヶ月分) 共 5,000円
110,000円	26,300円	3,000円	部長三名 月300円 (10ヶ月分) 共 3,000円 主事七名 月250円 (10ヶ月分) 共 1,750円 書記6名 月200円 (10ヶ月分) 共 1,200円 第二目給料及手当 雇二五名 月500円 (10ヶ月分) 共 12,500円 給仕三名 月300円 (10ヶ月分) 共 900円 小使三名 月200円 (10ヶ月分) 共 600円
		第二目賃与及慰勞金	理事長 1,000円 事務局長 2,000円

款	項	目	内訳及説明
		3,000円	常務理事(三名)一人、1,000円 理事(三名)一人 1,000円 幹事長(一名)一人 1,000円 常任幹事(五名)一人 1,000円 部長(三名)月俸ノ二月 共 3,000円 主事(一名)月俸ノ二月 1,500円 書記(一名)月俸ノ二月 1,000円 雇(五名)月俸ノ二月 共 3,000円 給仕(一名)月俸ノ二月 300円 小使(一名)月俸ノ二月 200円

款	項	目	内訳及説明
	第二項事務費 六、三〇〇円	第一目事務所借料 一〇、〇〇〇円	室料月一、〇〇〇円(一〇ヶ月分) 一〇、〇〇〇円
			電話料月五円(一〇ヶ月分) 五〇〇円
			電燈料月三〇円(一〇ヶ月分) 三〇〇円
		第一目備品費 六、〇〇〇円	タイプライター、輸転機、机 書棚、事務用品、其ノ他
		第三目通信運搬 費 七、〇〇〇円	通信費(月一人五銭、〇〇名分) 三〇〇円
		第四目消耗品費 三、〇〇〇円	
		第五目図書印刷 費 六、〇〇〇円	図書費 三、〇〇〇円 印刷費 三、〇〇〇円
		第六目集会及 接待費 六、三〇〇円	発会式一回一、〇〇〇円一人一人 一、〇〇〇円 理事会月三回一人一人一人 一、〇〇〇円

款	項	目	内訳及説明
	第三項旅費 三、六〇〇円	第一目旅費 三、六〇〇円	部長三名二回(五百円)二〇〇円 主事七名二回(五百円)一、四〇〇円 書記〇名二回(五百円)一、〇〇〇円
	第四項地方連絡費 六、〇〇〇円	第二目地方連絡費 六、〇〇〇円	支部設置、地方文化団体トノ 聯絡会議費
		第七目雑費 六、〇〇〇円	委員会月三回二回一人一人 三、〇〇〇円 理事会(八部会)月二回一人 一人一人 一、〇〇〇円 賄料、給水、瓦斯、自動車賃 其ノ他雑用費
		第八目修繕費 六、八〇〇円	模様替、其ノ他修理費

款	項	目	内訳及説明
第一款事業費 三六、〇〇〇円	第一項研究調査 並ニ編纂費 六、〇〇〇円	第一目研究調査費 三、〇〇〇円	資料蒐集等
	第二項指導奨励費 一六、〇〇〇円	第一目指導奨励費 一六、〇〇〇円	一、思想指導費 一〇、〇〇〇円 二、特定文學奨励費 一四、〇〇〇円 三、文芸報國運動費 〇、〇〇〇円 四、表彰並ニ新進作家育成費 一〇、〇〇〇円 五、古典作家ノ顕彰費 〇、〇〇〇円 六、文化賞 一〇、〇〇〇円
	第三項宣伝費 一〇、〇〇〇円	第一目宣伝費	講演会、研究会、講習会開催費

款	項	目	内訳及説明
第二款予備費 八、六〇〇円	第一項予備費 八、六〇〇円	第一目予備費 八、六〇〇円	

社団法人日本文学報国会昭和十八年度

予算書(自昭和十八年三月十ヶ月分)

昭和十七年度収入合計 六〇〇、〇〇〇円

款	項	目	内訳及説明
第一款寄附金 五〇、〇〇〇円	第一項寄附金 五〇、〇〇〇円	第一目寄附金 五〇、〇〇〇円	
第二款会費 一六、〇〇〇円	第一項会費 一六、〇〇〇円	第一目会費 一六、〇〇〇円	正会員 〇、〇〇〇名 一名年額 一六、〇〇〇円
第三款雑収入			

款	項	目	内訳及説明
三、〇〇〇円	第一項雑収入	第一目雑収入	移管賞金 一五、〇〇〇円 文芸年鑑其他文芸関係図書 編纂出版等収入一七、〇〇〇円
三、〇〇〇円			
六、〇〇〇円			
収入合計			

昭和十八年度支出合計 六〇〇、〇〇〇円

款	項	目	内訳及説明
第一款事務費	第一項人件費	第一目俸給	事務局長名月五〇〇円(年分) 六、〇〇〇円 部長名月三〇〇円(年分) 六、〇〇〇円 主事七名月二五〇円(年分) 二一、〇〇〇円
一四七、〇〇〇円	六、三三〇円	四、二〇〇円	

款	項	目	内訳及説明
		第二目給料及手当	書記三名月一〇〇円(年分) 一、四、〇〇〇円 雇込名月五〇円(年分) 三、六〇〇円
		第三目賞与及慰勞金	小使三名月五〇円(年分) 一、〇〇〇円 理事長 一、〇〇〇円 事務局長 二、〇〇〇円 常任理事(二名) 三、〇〇〇円 理事(三名) 一八、〇〇〇円 幹事長(一名) 一、〇〇〇円 常任幹事(一名) 一八、〇〇〇円 部長(一名) 月俸ノ四角 一、〇〇〇円

款	項	目	内訳及説明
	第二項事務所費	第一目事務所	主事(七名) 月俸ノ月 三、000円
	四、100円	借料	書記(二名) 月俸ノ月 四、100円
		三、200円	雇(八名) 月俸ノ月 四、600円
		電話料月300円(一年分)	給仕(三名) 月俸ノ月 四、300円
		三、000円	小使(三名) 月俸ノ月 三、000円
		三、000円	四、600円
		電燈料月300円(一年分)	
		三、000円	
		三、000円	

款	項	目	内訳及説明
		第二目備品	机、番棚、事務用品、其ノ他 二、000円
		第二通信運搬費	通信費(月一人三錢、000分) 三、000円
		第四目消耗品費	三、000円
		第五目図書印	四、500円
		印刷費	四、500円
		第六目集会及	印刷費 六、000円
		接待費	理事会月一回二人 一人二円
		二、300円	委員会月二回三人 一人二円
		第七目雑費	幹事会(八部)月一回二人 一人二円
		五、000円	一人二円 一、200円
			賭料、給水、瓦斯、自動車賃
			其他雑用費

款	項	目	内訳及説明
第二款事業費 55,000円	第三項旅費 3,500円	第八目修繕費 3,000円	模様替、其ノ他修理費
		第一目旅費 3,500円	部長三名一回(七日間) 2,000円 主事七名一回(七日間) 1,500円 書記三名一回(七日間) 1,000円 一、1,000円
第一項編纂費 65,000円	第四項地方連絡費 8,000円	第一目地方連絡費 8,000円	支部設置、地方文化団体ノ 聯絡会議費
		第二目研究調査費 35,000円	資料蒐集等
		第二目編纂費 80,000円	現代語辞典、文芸年鑑、機関 誌等編集

款	項	目	内訳及説明
第三款予備費 3,510円	第二項 指導奨励費 35,000円	第二目指導奨励費 35,000円	一、思想指導費 15,000円 三、特定文学奨励費 110,000円
		第一項予備費 3,510円	二、文芸報國運動費 50,000円 四、東亞文化協力会議費 130,000円 五、表彰並ニ新進作家育成費 110,000円 六、古典作家ノ顯彰費 15,000円 七、文化費 110,000円
	第三項宣傳費 25,000円	第一目宣傳費 15,000円	講演会大会講習会ノ開催費
		第一目予備費 3,510円	

社団法人 日本文学報国会

昭和十七年度事業概要

一、思想戦協力会議

全国ヨリ代表的意見ノ所有者約五十名ヲ集メ五日間ニ亘リ討議を行ヒ連記録ヲ刊行ス

二、錬成会

既成作家ノ錬成並ニ新進作家ノ理念指導ノ為年二回東京、伊勢

ニテ錬成会ヲ行フ

三、研究会ノ開催

文学各部門ニ就キ研究調査ヲ基礎トシテ随時開催ス

四、講習会（詩、短歌朗誦会）ノ開催

研究会ニ同シ

五、講演会（大会）

年一回定期ニ文芸報国会運動公開講演会ヲ全国的ニ行フ

年二回不定期ニ公開講演会を行フ

六、編纂並ニ出版事業

現代語辞典、日本文学精神史、国文学史提要、古典作家叢書、

対外文化宣伝用現代日本文学史等文化政策遂行ノ基礎トナルベ

キ各種研究ノ編纂ヲ二ヶ年乃至五ヶ年継続事業トシテ行フ

七、古典作家ノ顕彰祭

随時行フ

八、文化賞ノ設定

九、年鑑、機関紙、パンフレット其ノ他宣伝啓発ニ必要ナル出版物

ノ刊行

社団法人日本文学報国会

昭和十八年度事業概要

一、東亜文化協力会議

東亜共栄圏諸地域ノ文化人若干名ヲ東京ニ招集シ、彼我ノ文化

文学ニ関シ意見ヲ交換シ、併テ日本精神ノ真髓ニ就キ認識ヲ深

メシメントス

二、思想戦協力会議

前年度ニ準ス

三、錬成会

前年度ニ準シ年二回東京、畝傍ニテ錬成会ヲ行フ

四、研究会ノ開催

文学各部門ニ就キ研究調査ヲ基礎トシテ随時開催ス

五、講習会（詩、短歌朗誦会）ノ開催

前項研究会ニ同シ

六、講演会

年一回定期ニ文芸報国会運動公開講演会ヲ全国的ニ行フ

年二回不定期ニ公開講演を行フ

七、編纂並ニ出版事業

前年度の継続事業トシテ文化政策ノ基礎トナルベキ各種刊行物

ノ編纂並ニ出版ス

八、古典作家ノ顕彰祭

随時行フ

九、文化賞ノ設定

一〇、年鑑、機関紙、パンフレット其ノ他宣伝啓発ニ必要ナル出版物

ノ刊行

財産目録

総額金 九一、四三〇円五〇也

一、基本財産 五八、五六二円五〇也

内訳

土地建物(別紙評価鑑定書ノ通)

五七、三六二円五〇

電話加入権(別紙ノ通)

一、二〇〇円〇〇

一、通常財産 三三、八六八円〇〇也

内訳

現金(別紙銀行証明書ノ通)

二九、〇〇〇円〇〇

什器(別紙鈴木工務店証明書ノ通)

三、八六八円〇〇

譲渡証

当協会所有ノ別紙目録記載財産ヲ貴会へ譲渡リ候也

昭和拾七年六月吉日

東京市麹町区永田町貳丁目老番地七

社団法人 文芸家協会

清算人 河上 徹太郎 ㊟

社団法人日本文学報国会

目録

一、現金 九千円也

内 釋

定期預金 四千円也

現金 五千円也

一、不動産(時価金五萬七千參百六拾貳円五拾錢也)

内 釋

東京市麴町区永田町貳丁目壹番地七

一、宅地 百四拾參坪四合七勺

右地上ノ

一、木造瓦銅葺式階建 壹棟

建坪五拾四坪四合

式階 貳拾五坪貳合五勺

一、電話加入権銀座一六八七番(価額金壹千貳百円也)

一、什器(時価金參千八百六拾八円也)

明細別紙ノ通り

以上

什器明細書

一、丸机

二個

二、角机

六個

三、書物机

一個

四、事務机

二個

五、小椅子

六個

六、肘掛椅子

十二個

七、大椅子

二個

八、回轉椅子

四個

九、角食卓

二個

一〇、卓上電話器

一個

一一、鋼鉄製金庫

一個

一二、宛名印刷機

一個

一三、謄写版一式

一個

一四、書物机

一個

一五、書物戸棚

二個

一六、手提金庫

二個

一七、雜誌保存棚

一個

一八、飾戸棚

一個

一九、書類箱抽出式

二個

二〇、同 戸棚式

一個

二一、新聞掛

一個

二二、新聞挾

五個

- 三、大型電気スタンド 一個
 - 二、小型挟電気スタンド 一個
 - 一、丸火鉢 二個
 - 二、鍊炭ストーヴ 一個
 - 三、碁盤 三個
 - 四、将棋盤 三個
 - 五、替棚 一個
 - 六、窓掛 八個
 - 七、絨毯 一枚
- 以上

定期預金残高証明書

一、金四千円也

但昭和十七年六月二日現在貴会定期預金残高
右之通り相違無之候也

昭和十七年六月三日

株式会社住友銀行日比谷支店

社団法人文芸家協会 御中

残高通知書(副)

一金貳萬五千円也

右ハ昭和拾七年六月参日ニ於ケル貴社特別当座預金残高二御座候也

昭和拾七年六月四日

株式会社第一銀行

日比谷支店

土地建物評価鑑定書

貴会ノ御依頼ニ依リ左記評価候也

一、金五萬七千參百六拾貳円五拾銭也

物件表示

一、東京市麹町区永田町式丁目壹番地七

宅地 壹百四拾參坪四合七勺

二、同所同番地所在

木造瓦葺式階建 老棟

此建坪五拾四坪四合

社団法人 日本文学報国会

常務理事 久米正雄 殿

式階 式拾五坪五勺

右内釋

一、金貳萬壹千五百式拾円也 (宅地一四三、四七坪) 坪当り百百拾円ノ割)

一、金參萬五千八百四拾式円五拾錢也 (建物延九七六五坪) 坪当り四百五拾円ノ割

計金五萬七千參百六拾式円五拾錢也

右之通り鑑定候也

昭和拾七年六月五日

東京市澁野川区端町三百六番地

東京民事地方裁判所指定

鑑定人 奥 脇 文 明[㊦]

東京市麴町区永田町貳丁目壹番地七

社団 文芸家協會殿
法人

千八百六拾八円ナルコト証明候也

昭和拾七年六月壹日

東京市麴町区内幸町二ノ一・大阪ビルヂング内
合資会社鈴木工務店

代表社員 鈴木 茂 一[㊦]

目 録

丸 机	(二ケ)	九〇・〇〇
角 机	(六ケ)	七八・〇〇
書物机	(一ケ)	二三・〇〇
事務机	(二ケ)	五〇・〇〇
小椅子	(六ケ)	一一〇・〇〇
腕掛椅子	(二二ケ)	七八〇・〇〇
大椅子	(二ケ)	二二〇・〇〇
回轉椅子	(四ケ)	七五・〇〇
角食卓	(二ケ)	五八・〇〇
卓上電話器	(一ケ)	五〇・〇〇
鋼鉄製金庫	(一ケ)	三〇〇・〇〇

証 明 書

社団法人文芸家協會所有ノ別紙目錄記載ノ物件ノ見積時価合計金參

宛名印刷機 (一ケ)	三〇・〇〇
謄写版一式	一〇・〇〇
書物机 (一ケ)	一五・〇〇
書物戸棚 (上・下二ケ) 三〇〇・〇〇	三〇〇・〇〇
手提金庫 (二ケ)	二〇・〇〇
雑誌保存棚 (二ケ)	二〇・〇〇
飾戸棚 (二ケ)	八〇・〇〇
書類箱抽出式 (二ケ)	一五・〇〇
同 戸棚式 (二ケ)	二〇・〇〇
新聞掛 (一ケ)	五〇・〇〇
新聞挾 (五ケ)	一〇・〇〇
大型電気スタンド (一ケ)	二五・〇〇
小型挾電気スタンド (二ケ)	五〇・〇〇
丸火鉢 (二ケ)	五〇・〇〇
練炭ストーブ (一ケ)	三〇・〇〇
碁盤 (三ケ)	六五・〇〇
将棋盤 (三ケ)	六〇・〇〇
袴棚 (一ケ)	七〇・〇〇
窓掛 (八枚)	七〇・〇〇
絨毯 (一枚)	五〇〇・〇〇

合計三八八・〇〇

土地 (東京市麹町区永田町式丁目壹番地七) 登記謄本省略

事務所設定ニ関スル上申書

設立許可申請ニ係ル社団法人日本文学報国会事務所ヲ左記箇所ニ設定致候及上申候

記

東京市麹町区永田町二丁目一番地

社団法人 日本文学報国会

昭和十七年六月一日

申請人 久米 正 雄

履 歴 書

原籍地 東京市小石川区中富坂町七番地

現住所 東京市豊島区雑司ヶ谷一ノ三九二番地

菊 池 寛

明治二十二年十二月二十六日生

履 歴

一、大正五年京都帝国大学英文科卒業

同年十月ヨリ大正八年二月マア時事新報社員トシテ勤務

一、爾後文筆ニ従事シ現在ニ至ル

一、大正十二年一月雜誌文芸春秋ヲ創刊主宰シ現在株式会社文芸春秋社取締役社長タリ

秋社取締役社長タリ

賞 罰

ナ シ

右之通相違無之候也

昭和十七年五月二十二日

右

菊池 寛[㊦]

履 歴 書

原籍地 神奈川県鎌倉市二階堂八四一

現住所 同所

久 米 正 雄

明治廿四年十一月廿三日生

一、大正五年東京帝国大学英文科卒業

一、昭和十一年東京日日新聞社ニ入社シ今日ニ至ル

一、昭和十六年帝国芸術院会員

一、賞罰ナシ

右ノ通正ニ相違無之候

右

久 米 正 雄[㊦]

履 歴 書

窪田 通治(空穂)

明治十年六月八日生

学 歴

一 明治二十八年 長野県松本尋常中学校卒業 同三十七年 東京

早稻田専門学校(早稻田大学前身) 文学科卒業

職 歴

一 大正十五年 早稻田大学文学部講師 同十五年教授(文学部国

文科)トナリ現在ニ及ブ

一 昭和十六年 帝国芸術院会員トナル

一 歌集国文学研究書約三十種ヲ刊行ス

一 歌誌 槻の木主宰

右之通りニ候也

昭和十七年五月二十日

右

窪田通治

一、明治三十五年三月 同校卒業

一、明治三十五年九月 早稲田大学文学部高等予科ニ入学

一、明治三十七年四月 同大学文学部哲学科ニ進学

一、明治四十年 早稲田大学文学部哲学科卒業

職歴

一、卒業後、著作ヲ業トシテ今日ニ及ブ、史論ヲ主トシ、単行本七十八種ヲ数フ

一、昭和十六年三月 立命館大学教授ニ任セラレ、民族日本歴史ノ

講座ヲ担当シテ今日ニ至ル

賞罰

一、ナシ

右之通り相違無之候也

昭和十七年五月

右

白柳武司

履歴

原籍地 東京市品川区大井瀧王子町四五〇三番地

現住所 同右

秀湖白柳武司

明治十七年一月七日生

学歴

一、明治二十三年四月 静岡県引佐郡気賀町気賀尋常高等小学校ニ

入学

一、明治三十年三月 同高等小学校卒業

一、同 四月 同校補習科ニ入学

一、明治三十二年三月 前記補習科卒業

一、同 四月 東京市本郷区駒込蓬来町、中学郁文館第三

学年ニ受験入学

昭和十七年五月

右

長与善郎

中村武羅夫

履 歴 書

履 歴 書

原籍 東京市牛込区天神町五十三番地
現住所 神奈川県藤沢市辻堂六千四百十三番地

中村武羅夫

明治十九年十月四日生

一 学 歴

岩見沢町尋常高等小学校卒業

以後、個人ニツキテ漢文、数学、独逸語、日本画ナド学ビシ

ホカ学歴ナシ

一 職 歴

明治三十八年十月消真市尋常高等小学校代用教員奉職。

四十年三月辞職

明治四十一年春、新潮社ニ入社シテ今日ニ及ブ

一 賞 罰 ナシ

右 通相違無之候也

戸主ハ戸主ノ親類	戸主	辰野 陸	明治廿一年三月一日生
本籍	東京府東京市赤坂区新坂町一四	氏名	
現住所	板橋区石上井立野町九二二	学業官職賞罰等	当該官衙等
年号	月日		
大正二年	七月十日	東京帝国大学法科大学仏蘭西法科卒業	
同五年	七月十日	東京帝国大学文科大学仏蘭西文学科卒業	
昭和五年	四月二十日	文学博士ノ学位ヲ授ク	
同六年	十月二十日	任東京帝国大学教授	内閣
	◇	叙高等官三等	
同八年	十月二日	陞叙高等官二等	内閣
同	十月十六日	叙正五位	◇
昭和九年	七月四日	叙勲四等授瑞宝章	◇
◇十一年	七月六日	叙勲三等授瑞宝章	◇
◇	十二月二日	陞叙高等官一等	◇
		叙従四位	宮内省

以上

大政翼賛会総務、現在三及フ

著述

隨筆、歌集、著作五十余部

右ノ通相違無之候也

昭和十七年五月廿一日

辰野 隆[㊦]

昭和十七年五月

右

履歴書

原籍 和歌山県和歌山市駕町四七

現住所 東京市大森区田園調布三ノ二二

從三位勲二等 下村 宏

明治八年五月十一日生

履歴書

本籍地 千葉県銚子市本通一丁目

現住所 東京市小石川区原町一三三番地

德太郎長男

從五位 松本 潤一郎

一、明治三十一年七月 東京帝大法科卒業

職歴

一、明治三十一年 貯金局長、台湾總督府民政長官、朝日新聞社副

社長

一、昭和十二年一月 貴族員議員ニ勅選

中央、法政、早稲田、東京商科各大学ノ財政

学講師

法学博士ノ学位ヲ受ク

学歴

一、大正七年七月 東京帝国大学文学部卒業

職歴

一、大正十三年四月 法政大学教授

一、昭和四年四月 東京帝国大学講師

下村 宏[㊦]

一、昭和五年十二月 法政大学文学部長ヲ経

一、昭和十三年三月 東京高等師範教授東京文理大講師ヲ経

一、昭和十三年四月 京都帝国大学講師ヲ経テ

一、昭和十五年二月 文学博士ノ学位ヲ受ク

一、昭和十六年三月 日本出版文化協会常務理事文化局長

賞 罰

一、ナシ

右之通相違無之候也

昭和十七年五月

右

松本潤一郎[㊦]

一、大正十五年五月 医学博士ノ学位ヲ授ケラル

職 歴

一、昭和七年五月 宮内省侍医寮御用掛ヲ仰付ラル

一、大正八年 俳句ヲ学ブ

一、昭和九年 俳句雑誌「馬酔木」ヲ主宰ス

一、昭和十五年十二月 日本俳句作家協会理事ニ就任ス

一、昭和十七年一月 日本俳句作家協会常任理事ニ就任ス

右之通相違無之候也

昭和十七年五月

右

水原 豊[㊦]

履 歴 書

東京市神田区西神田一ノ六

士族 水原 豊

(雅号 秋桜子)

明治二十五年十月九日生

学 歴

一、大正七年十二月 東京帝国大学医学部ヲ卒業ス

履 歴 書

本籍 長野県飯田市二七二

現住所 世田谷区成城町三七七

従四位勲三等 柳 田 国 男

明治八年七月三十一日生

一、明治三十三年七月 東京帝国大学法科大学政治学科卒業

一、同三十五年二月 法制局参事官

一、同四十年一月 兼任宮内書記官

一、大正二年九月 兼任内閣書記官

一、同三年 貴族院書記官長

一、同四年三月 兼任大禮使事務官

一、同八年十二月 退官

一、同十年一月 國際聯盟委任統治常設委員會委員

一、同十三年六月 東京朝日新聞社入社

一、昭和七年二月 同社客員トナル

一、昭和十七年一月 日本俳句作家協會常任理事ニ就任ス

一、同十六年七月三十一日 財団法人国民生活協會理事

左ノ通相違無之候也

昭和十七年五月式拾六日

右

柳田 国 男

履 歷 書

志

位勲功 氏名	正五位文学博士		山田 孝雄
族 籍	士 族	旧氏名	
生年月日	明治六年五月十日生	出生地	
本 籍	富山県富山市千石町二百六十六番地		
現住所	三重県宇治山田市吹上町三百八十九番地		
年 号	月 日	学 業 官 職 任 免 賞 罰 等	当該官 附等
明治六年	六月三日	尋常小学校科正教員タルコトヲ免許ス	富山県 知事
同	二月七日	任富山県射水郡忠告尋常小学校訓導 俸給卅円	富山県
明治八年	六月四日	尋常中学校国語科教員タルコトヲ免許ス	文部大臣
同	同日	尋常模範学校国語科教員タルコトヲ免許ス	同
同二年	四月三十日	依願退職	富山県
同年	四月七日	嘱託私立鳳鳴義塾教員給月俸金八円	
同三年	七月二日	自今給月俸金三円	
同年	二月二日	嘱託私立鳳鳴義塾寄宿舎々監	
同三年	五月二日	自今給月俸金三円	
同年	六月三日	日本史料二就キ師範学校女子部高等女学校 教員タルコトヲ免許ス	文部大臣

年号	月日	学業官職任免賞罰等	当該官 階等
昭和二年	一月五日	一講座ニ属スル職務職務担任ヲ命ス 為手当年額一、三〇〇円ヲ給ス 講師囑託ヲ解ク	戸北帝國 大学 同
同	同	任東北帝國大学教授 叙高等官六等	内閣総理 大臣
昭和二年	一月五日	本俸六級下賜 法学部勤務ヲ命ス	同
同年	三月一日	叙正七位 国文学第二講座担任ヲ命ス	官内省
同三年	四月三日	宮城県女子専門学校講師ヲ囑託ス	官城県
昭和四年	二月五日	文学博士ノ学位授与	文部大臣
同	六月一日	陸叙高等官五等	内閣
同	六月五日	叙従六位	官内大臣
同	二月二〇日	国宝保存会委員被議仰付	内閣
昭和五年	三月三日	願ニヨリ講師ノ囑託ヲ解ク	官城県
昭和六年	六月一日	高等学校高等修給令改正(年一四〇円)	同
昭和六年	二月二日	陸叙高等官四等	内閣
昭和六年	二月二日	叙正六位	官内大臣

年号	月日	学業官職任免賞罰等	当該官 階等
昭和六年	三月二七日	本会学術部第二常置委員ヲ委嘱ス	日本学術 振興会
同年	六月九日	本俸四級俸下賜 史学第一講座兼任ヲ命ス	文部省
昭和六年	六月九日	依頼免本官(自己便宜)	内閣総理 大臣
同年	六月三日	国宝保存会委員被仰付	内閣
昭和六年	二月二日	本学学術部第二小委員会委員ヲ委嘱ス	日本学術 振興会
昭和二年	二月八日	教学刷新評議会委員被仰付	内閣
同二年	六月八日	日本踏学振興委員会常任委員ヲ囑託ス	文部省
同年	二月二七日	高等学校高等科教授要目改正委員ヲ囑託ス	同
同年	二月二日	教学局参与被仰付	内閣
同年	三月二日	教育局参与被仰付	同
同三年	二月二八日	御講書初ノ御俄ニ国書進講被仰付奉仕ス	文部省
同	二月三日	昭和三年度並同三年度文部省視学委員ヲ囑託ス	文部省
同	三月二七日	神武天皇聖蹟調査委員会委員被仰付	内閣
昭和二年	一月二四日	御講書始ノ御俄ニ国書進講被仰付奉仕ス	同
同	六月一日	昭和二年度文部省視学委員ヲ囑託ス	文部省
昭和二年	四月四日	任神宮皇学館大学兼神宮皇学館長 叙高等官二等	内閣総理 大臣

年号	昭和一六年	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日	同日
月日	三月七日	三月六日	五月一日	五月二十日	五月二十日	五月二十日	五月二十日	五月二十日	五月二十日
学業官職任免賞罰等	寝翰集成編纂事務ヲ囑託ス	神宮皇学館大学附属専門部主事事務取扱ヲ命ス	国史概説調査ヲ囑託ス	中央協力会議員ヲ委嘱ス	中央協力会議員ヲ委嘱ス	中央協力会議員ヲ委嘱ス	中央協力会議員ヲ委嘱ス	中央協力会議員ヲ委嘱ス	中央協力会議員ヲ委嘱ス
当該官等	大学院	文部省	同	大政翼賛会 總裁	大政翼賛会 内閣	大政翼賛会 内閣	大政翼賛会 内閣	大政翼賛会 内閣	大政翼賛会 内閣

昭和十七年五月

右

山田孝雄[㊦]

履歴書

本籍 東京府北多摩郡三鷹町下連雀九十一番地

現住所 右二同ジ

士族 山本勇造

筆名有三

明治廿年九月一日生

出生地 栃木県栃木市萬町二丁目八十一番地

略歴

明治廿五年 栃木県尋常高等小学校卒業後小僧ニ出サレソノ後

不規則ナル学歴ヲフミ

大正四年七月 東京帝国大学独逸文科卒業

大正六年九月 早稲田大学講師トナリカタハラ戯曲ヲ嗜キハジ

△

大正十二年三月 早稲田大学講師辭任。専ラ文芸ノ創作ニ従フ

昭和七年三月 明治大学ニ文科ノ創設サル、ニ当リ同科文芸科

長ニ推サレ同十一年三月眼疾ノタメ辭任

昭和十年 内閣ヨリ内務省内著作權審査委員ヲ仰セツケラレ同

十一年眼疾ノタメ辭任

昭和十四年十二月十一日 内閣ヨリ文部省内日本語教科用図書

調査会委員仰セツケラレ現在ニ至ル

昭和十五年十一月廿五日 臨時中央協力会議職域代表議員ニ指

名サレ引続キ第一回協力會議ニモ同議員ニ推サル

昭和十六年七月四日 内閣ヨリ帝國芸術院會員仰セツケラレ

昭和十七年二月三日 内閣ヨリ軍事保護院専門委員仰セツケラ

レル

著作 山本有三全集 全拾卷 岩波書店発行

賞罰 ナシ

昭和十七年五月廿一日

右ノ通り

山本勇造[㊦]

戸主 吉川英次(治)

明治二十五年八月十三日生

一 学業 私学

一 職歴 大正十年東京毎夕新聞社入家庭部長学芸部長ヲ經十二

年九月辭以後作家生活ニ入

一 著業其他 昭和七年日本青年文化協會ヲ創立 青年運動地方文化

運動ニ当ル 機関雜誌青年太陽経営 著作ノ余暇専ラ

地方青年層ノ間ニ巡講ス

昭和十一年心交協會ヲ起十二年支那變後解散同年八月

北支從軍 十三年中支海軍部隊從軍

一 著外関与 文部省国民学校教科書修身國語ノ公衆 編纂囑託 海

軍軍令部戰史部囑託 司法保護協會囑託 少国民文化

協會顧問 大政翼賛會参与

昭和十七年六月廿八日右之通候也

吉川英次[㊦]

履 歴 書

原籍 東京市淀橋区上落合五五六

現住所 赤坂区表町三丁目廿四番地

履 歴 書

本籍 大阪市浪速区鷗町一丁目六十七番地

現住所 東京市品川区大井出石町五千五十二番地

折口信夫

明治二十年二月十一日生

学歴

明治四十三年七月国学院大学文学部国文学科卒業

昭和七年二月 文学博士ノ学位ヲ受ク

職歴

大正十一年四月 国学院大学教授トナル

昭和三年四月 慶応義塾大学教授トナリ、国学院大学教授ヲ兼ね

テ現在ニ及ブ

著作

「古代研究」国文学篇一冊民族学篇二冊、及び、「萬葉集辞典」等
数部アリ

右ノ通ニ相違無之候也

昭和十年 月 日

右

折口信夫

第三十四條 祭祀、宗教、慈善、學術、技藝其他公益ニ関スル社團

又ハ財団ニシテ營利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得
テ之ヲ法人ト為スコトヲ得

・昭和十年閣令第二号(内閣ノ主管ニ属スル法人ノ設立及監督ニ
関スル件)

昭和十年六月三日

閣令第二号

内閣ノ主管ニ属スル法人ノ設立及監督ニ関スル件左ノ通定ム

第一條 内閣ノ主管ニ属スル法人ノ設立ニ付民法第三十四條ノ規定

ニ依リ許可ヲ得ントスルトキハ社團ニ在リテハ定款、資産ノ種
類及総額並ニ社員ノ員數、財団ニ在リテハ寄附為並ニ資産ノ種
類及総額ヲ具シ内閣總理大臣ニ其ノ申請書ヲ差出スベシ

第二條 定款變更ノ認可ヲ受ケントスルトキハ變更ヲ要スル理由ヲ
具シ總會ノ議事及決議ノ要領ヲ添附シタル申請書ヲ内閣總理大

臣ニ差出スベシ

第三條 民法第四十五條、第四十六條又ハ第四十八條ノ規定ニ依リ

登記ヲ為シタルトキハ二週間内ニ登記簿ノ謄本ヲ添附シ届書ヲ

内閣總理大臣ニ差出スベシ

第四條 法人ハ事業年度終了後三十日内ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シ

民法 (抄)

タル報告書ヲ内閣総理大臣ニ差出スベシ

一 当該年度ノ事業状況

二 当該年度ノ収入支出計算書

三 当該年度末ノ財産目録

四 社団法人ニ在リテハ当該年度中ニ於ケル社員ノ異動状況

第五條 法人ノ設立者又ハ法人ヨリ内閣総理大臣ニ差出スベキ書類

ハ主タル事務所所在地ノ地方長官ヲ經由スベシ

第六條 地方長官ハ法人ニ於テ民法第七十一條ノ規定ニ該当スル行

為アリト認ムルトキハ其ノ事由ヲ詳具シ之ヲ内閣総理大臣ニ報

告スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

法人設立許可申請書及届書調査進達方ニ関スル件

昭和十年六月三日

内閣訓令第 三 号

北海道庁長官 府県知事

法人設立許可申請書及届書調査進達方ニ関スル件

民法第三十四條ニ依ル内閣総理大臣ニ対スル法人設立ノ許可申請書

ノ經由方申出アリタルトキハ其ノ法人ノ設立目的、事業ノ内容及順
序並ニ設立者ノ身元経歴等ヲ調査シ又法人ヨリ内閣総理大臣ニ差出
スベキ書類ノ經由方申出アリタルトキハ其ノ事実等調査ノ上何レモ
意見ヲ具シ進達セラルベシ